

## 平成30年度木質バイオマス利用ストーブ普及支援事業 募集要領 ～ペレットストーブ、薪ストーブの購入・設置経費に5万円補助します～

福島県木材協同組合連合会（県木連）では、ペレットストーブや薪ストーブを購入・設置された方を対象に、購入・設置経費のうち5万円を補助します。

購入・設置経費の補助を希望される方は、下記に記載している補助の内容、補助金交付の流れ及び注意事項をご確認の上、申請していただきますようお願いいたします。

### I 補助の内容

- 1 補助額 ペレットストーブ、薪ストーブ1台あたり5万円  
(薪ストーブは、二次燃焼構造を有するものに限りま)
- 2 補助台数 100台(補助金は1名(1事業者)につき1台限りです)
- 3 募集期間 平成30年6月1日(金曜日)から平成31年2月28日(木曜日)  
注1) 受付け終了日以降に到着した申請は無効です。  
注2) 申請の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時30分までです。  
注3) 申請は郵送でも受け付けますが、郵便の到着後、書類確認(必要に応じて現地確認)の上受理となります。  
注4) 午後5時30分の時点で申請が補助台数に達した日で募集を締め切ります。  
注5) 申請が応募台数を上回った場合、抽選により対象者を決定する場合があります。
- 4 申請資格 下記の全ての条件を満たすことが必要となります。
  - (1) 福島県内に住所を有し居住している者、又は福島県内で主に活動する事業者や団体であること。
  - (2) 購入するストーブは、ペレットストーブ又は薪ストーブであること。
  - (3) 使用場所は福島県内とし、個人の場合はその住居とし、事業者や団体の場合は、主たる活動拠点施設(本店、支店、営業所等)とする。
  - (4) 平成30年4月1日以降に(2)を購入・設置していること。
  - (5) (2)の購入に要した経費が、本体価格、付属機器及び設置経費に係る費用を含めて総額が5万円を超えていること。

### II 補助金交付の流れ

- 1 申請される方は、ストーブの購入・設置を行ってください(平成30年4月1日以降)。
- 2 補助金交付申請書(様式1)(添付書類含む)を福島県木材協同組合連合会に提出してください。

**\* 添付書類は以下 (1) ~ (6) のとおりです**

- (1) 申請者を確認できる書類の写し（運転免許証、住民票、登記事項証明書等）。  
なお、ストーブ設置場所がこれらに記載されている住所又は所在地と異なる場合には、併せて、補助対象者が設置場所を所有していることが分かる書類（登記事項証明書等）の写しを添付すること。
- (2) ストーブの購入時に発行された領収書の写し
- (3) 領収書に記載された金額の内訳がわかる明細書
- (4) ストーブが設置されていることが分かる写真
- (5) 設置したストーブの概要が分かるカタログ等の写し。ただし、薪ストーブの設置にあつては、二次燃焼機能を有することが確認できるものとする。
- (6) 口座振替申出書（参考様式1）

**3 申請書類の審査（県木連）**

必要に応じ、現地確認をする場合があります。

**4 交付決定通知（様式2）の送付と補助金の交付（5万円）（県木連）**

申請書類の不備等なければ、補助金交付決定通知を申請者の方に郵送するとともに、補助金5万円を交付します。

**5 ストーブの利用アンケート（様式3）を指定された期日までに県木連に提出**

補助金交付決定通知の郵送と併せて、ストーブ利用状況に関するアンケートをお送りしますので、回答にご協力願います（返送期日・記載例等は補助金交付決定通知・アンケートに記載しています）。

## Ⅲ 注意事項

**1 補助金交付に関する事項**

- (1) 補助金の申請をしても、設置されていない場合は、補助金の交付対象とはなりません。
- (2) この事業は福島県からの補助事業で実施しており、福島県で定めた規程に従わなかった場合などは、補助金の交付を取り消す場合や返還を命じることがあります。
- (3) 抽選（I 3注5）を行う場合、抽選方法、時期などについては対象者に後日お知らせします。

**2 焼却灰の取扱について**

木質燃料に放射性物質が付着している場合は、燃焼により放射性物質が灰に濃縮されることから、焼却灰の扱いには次の点に注意してください。

- 灰を扱う際は念のためマスクや手袋を着用し、作業を行ってください。
- 溜めて処分するのではなく、小まめに処分してください。
- 捨てる際は、各市町村の処分方法に従ってください。

- 土壌に散布することは控えてください。
- 食品の加工や調理（アク抜き等）に使用しないでください。

#### IV 交付手続きの窓口・問い合わせ先

**福島県木材協同組合連合会**  
**電話024-523-3307**

〒960-8043

福島市中町5番18号 林業会館2F

FAX 024-521-1308

E-mail info@fmokuren.jp

#### V 申請書様式等

申請書様式等は、ホームページから入手できます。

県木連ホームページ : <http://www.fmokuren.jp/>

様式1

年 月 日

福島県木材協同組合連合会 宛

申請者（購入者）住所又は所在地 〒

氏 名

印

（法人・団体名及び代表者職氏名）

電話番号

### 木質バイオマス利用ストーブ普及支援事業 補助金交付申請書

下記のとおり補助金 50,000 円を交付申請します。

記

1 購入したストーブ	(メーカー名)  (機種・製品名)  (使用燃料) ※該当するものに ○ を付けてください。 ペレット 薪 ペレット・薪兼用
2 ストーブ販売業者	住 所 〒 会社名 代表者職氏名
3 購入年月日 使用場所	購入年月日 年 月 日 使用場所 (住所)
4 購入・設置等経費 (A)	円 (税抜き) ※1 5万円を超えていること。 ※2 金額の内訳がわかる明細書を添付すること (以下、7 添付書類 (3) 参照)
5 他の補助金等の交付がある場合 (B)	補助額 円 補助者
6 補助対象経費 (A)-(B)	円
7 添付書類	(1) 申請者の確認書類 (運転免許証、住民票等) の写し (使用場所がこれらに記載されている所在地と異なる場合には、申請者が使用場所を所有していることが分かる書類 (登記事項証明書等) の写しを追加添付すること) (2) 領収書の写し、(3) 領収書の内訳金額がわかる明細書、(4) ストーブが設置されていることがわかる写真、(5) カタログ等の写し (薪ストーブの場合は二次燃焼機能が確認できること) (6) 口座振替申出書

以上

参考様式 1

年 月 日

福島県木材協同組合連合会 宛

(申請者)

〒 ー

住 所

氏 名

印

電話番号

(※日中連絡が取れるもの)

口座振替申出書

木質バイオマス利用ストーブ普及支援事業補助金については、下記の預金口座へ振り込んでください。

銀行名		本・支店名	
預金種目	当座預金 / 普通預金 (※貯蓄預金は対応できません)		
口座番号			※右詰めで記入して下さい。
フリガナ			
口座名			

※預金通帳の写し（本支店名等、上記の内容が確認できる部分）を添付してください。

※申請者本人名義の口座とします。

年 月 日

(申請者名) 様

補助事業者 所在地 〒

名 称 印  
代表者名

木質バイオマス利用ストーブ普及支援事業交付決定通知書

年 月 日付けで申請ありました、木質バイオマス利用ストーブ普及支援事業について、下記のとおり補助金を交付します。

また、別紙の木質バイオマス利用ストーブ普及支援アンケートにご協力をお願いします。

記

1 補助金交付額 円

2 アンケートへの協力について

木質バイオマスの利用状況や普及状況を把握するため、別紙の木質バイオマス利用ストーブ普及支援アンケートを**平成31年3月5日までに返送**願います。

3 留意事項

- (1) 補助金を受けたストーブを譲渡、交換、貸付又は担保の対象にする場合、設置後 年間は知事の承認が必要になります。
- (2) 上記に違反した場合や虚偽の申請等により補助金を得た場合は、補助金の交付を取り消すか返還を求める場合があります。
- (3) ストーブの現状について現地調査を行う場合がありますので、申請者は協力すること。

※必要に応じて振込先、振込予定日等記載可能。

事務担当者 氏名、電話番号等を記載
-------------------

様式3

ストーブをご使用頂き、以下アンケートにご協力のうえ、平成31年3月5日までに返送をお願いします。

年 月 日

福島県木材協同組合連合会 宛

申請者（購入者）住所又は所在地 〒

氏 名

印

（法人・団体名及び代表者職氏名）

電話番号

### 木質バイオマス利用ストーブ普及支援事業 アンケート

1 ストーブ概要

購入したストーブ	(メーカー名) (製品名)
使用燃料	ペレット      薪 (該当するものに○をつけてください)
購入年月日	年 月 日

2 ストーブ利用時期

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
利用時期					(例)	←—————→						

3 1日あたりのストーブ利用時間

平均 時間程度

4 燃料購入状況

燃料種類	メーカー名	製品名	税込価格(円/kg等) ※家庭への運送料 抜き	配送方法	販売店名	販売店の 所在市町村
ペレット				1 販売店の配達 2 自力で運搬 3 その他		
薪						
(例) ペレット	〇〇燃料 工業(株)	木ペレくん	45円/kg	1 販売店の配達 2 自力で運搬 3 その他	△△燃料販売 (有)	福島市
(例) ペレット	所有する山 林から自ら			1 販売店の配達 2 自力で運搬 3 その他		矢祭町 (所有山 林)
薪	調達					

(アンケートは続きがあります)

5 ストープの設置により、年間の暖房用燃料代（灯油代、電気代等）はどのように変化したと感じますか？あてはまるもの一つ○をつけてください。

1	大きく減少した
2	少し減少した
3	変わらない
4	少し増加した
5	大きく増加した

6 暖房効果についてお尋ねします。

(1) ストープを設置した部屋（事務所等）で、ストープ設置以前に使用していた暖房器具について、当てはまるもの全てに○をつけてください。

灯油ストーブ	エアコン	電気ストーブ（温風による暖房）
電気ストーブ（熱線による暖房）	床暖房	
その他（具体的に： _____ )		
暖房器具は無かった		

(2) 今回設置したストープを使用して、上記で○をつけた器具よりも暖かく感じますか？当てはまるもの一つ○をつけてください。

1	ストープ単体の使用で、これまで使用していた暖房器具よりも暖かい
2	ストープ単体と、これまで使用した暖房器具の暖かさは変わらない
3	ストープ単体の使用では、これまで使用していた暖房器具の暖かさには劣る

7 ストープを使用した感想について、当てはまるもの一つに○をつけてください。

1	購入したことに満足している
2	購入したことをどちらかといえば満足している
3	購入したことをどちらかといえば後悔している
4	購入したことを後悔している

8 ペレットストープや薪ストープが普及するために必要だと感じることを教えてください（複数回答可）。

1	ストープ本体の価格
2	ストープの使い勝手の向上
3	ストープの暖房出力の向上
4	燃料（ペレット、薪）の価格低下
5	燃焼（ペレット、薪）の宅配体制の整備
6	燃料（ペレット、薪）の保管場所の確保
7	その他 [ _____ ]

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。